

○静岡県土採取等規制条例

昭和 50 年 10 月 20 日

条例第 42 号

静岡県土採取等規制条例をここに公布する。

静岡県土採取等規制条例

(目的)

第 1 条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為
- (2) 埋土又は盛土をする行為

(土の採取等の計画の届出)

第 3 条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の土の採取等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 現場責任者の氏名及び住所
- (3) 土の採取等を行う場所の区域
- (4) 土の採取等に係る土の数量
- (5) 土の採取等を行う期間
- (6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項
- (7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第 1 項ただし書の場合において、当該土の採取等を行う者は、当該土の採取等の開始後、遅滞なく、規則で定めるところにより、土の採取等を緊急に必要なとした理由及び前項各号に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。

4 第 1 項及び前項の規定による届出には、土の採取等を行う場所及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の

採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行つた者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(承継)

第11条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該届出に係る事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(標識の掲示)

第12条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、土の採取等を行う期間中当該届出に係る土の採取等を行う場所の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第14条 この条例の規定は、次に掲げる土の採取等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等
- (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等（第2条第2号の行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において当該行為と一連の行為として行われる同条第1号の行為に限る。以下この項において同じ。）について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び施行日前にされた第6条の規定による命令に関し施行日以後にした行為に対する罰則については、第16条から第18条までの規定を適用する。

（一部改正〔平成9年条例35号・19年42号〕）

（規則への委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（一部改正〔平成4年条例29号〕）

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

（一部改正〔平成4年条例29号〕）

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（一部改正〔平成4年条例29号〕）

（両罰規定）

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和 51 年 2 月規則第 5 号で、同 51 年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に土の採取等を行つている者は、この条例施行の日から 30 日以内に、当該土の採取等に係る土の採取等を行う場所ごとに、第 3 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第 4 項の書類を添付して知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第 3 条第 1 項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。
- 6 この条例施行の日前に、当該土の採取等の場所における土の採取等を完了し、又は廃止した者については、第 9 条及び第 10 条の規定は、適用しない。

附 則(平成 4 年 3 月 25 日条例第 29 号)

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 35 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日条例第 25 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○静岡県土採取等規制条例施行規則

昭和 51 年 2 月 24 日

規則第 4 号

静岡県土採取等規制条例施行規則をここに制定する。

静岡県土採取等規制条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県土採取等規制条例(昭和 50 年静岡県条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土の採取等の計画の届出)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、様式第 1 号による土の採取等計画届出書によつてしなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等の目的
- (2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先又は搬入先その他土の運搬に関する事項

3 条例第 3 条第 4 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等を行う場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す地図(縮尺 5 万分の 1 以上)
- (2) 土の採取等を行う場所及びその周辺の地域の状況を示す見取図
- (3) 土の採取等を行う場所の実測平面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺 1,000 分の 1 以上)
- (4) 土の採取等を行う場所の実測縦断面図及び実測横断面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺が 500 分の 1 以上)
- (5) 土の採取等を行う場所の求積図(縮尺 500 分の 1 以上)及び土の採取等に係る土量計算書
- (6) 土の採取等を行う場所及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (7) 土の採取等を行う場所で当該土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)
- (9) その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、様式第 2 号による土の採取等変更届出書によつてしなければならない。

2 条例第4条第2項の規定による届出の場合にあつては、前項の届出書に前条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

(完了等の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、様式第3号による土の採取等完了(廃止)届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第5条 条例第11条第2項の規定による届出は、様式第4号による土の採取等地位承継届出書によつてしなければならない。

(標識)

第6条 条例第12条の規定による標識は、様式第5号によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所並びに電話番号

(2) 第9条の規定による受理書に記載された受理年月日及び受理番号

(3) 土の採取等に係る土の数量及び土の採取等を行う期間

(4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の高さ又は深さ及びこう配

(5) 現場責任者の氏名並びに連絡先の住所及び電話番号

(身分証明書)

第7条 条例第13条第3項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

(適用除外)

第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 独立行政法人水資源機構

(3) 中日本高速道路株式会社

(4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(5) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(8) 日本下水道事業団

(9) 地方住宅供給公社

(10) 地方道路公社

(11) 土地開発公社

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第17条第1項、第25条第4項若しくは第27条第3項の規定による許可又は同法第28条第1項の規定による届出に係る土の採取等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る土の採取等
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業(国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限る。)に伴う土の採取等
- (6) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可(同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。)に係る土の採取等
- (8) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土の採取等
- (9) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土の採取等
- (10) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土の採取等
- (11) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (12) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土の採取等
- (13) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為として行う土の採取等
- (14) 道路法(昭和27年法律第180号)第91条第1項の規定による許可に係る土の採取等

- (15) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (16) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (17) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土の採取等
- (18) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土の採取等
- (19) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等
- (20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土の採取等
- (21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定による許可又は同法第13条第1項の規定による届出に係る土の採取等
- (22) 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第13条第3項の規定による許可又は同条例第15条第1項の規定による届出に係る土の採取等
- (23) 静岡県砂防指定地管理条例(平成15年静岡県条例第35号)第3条第1項の規定による許可に係る土の採取等

3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

- (1) 耕作者が耕作の目的で行う通常管理上必要な土の採取等
- (2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土の採取等
- (3) 土の採取等を行う場所の地区の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、土の採取等に係る土の数量が2,000立方メートル未満である土の採取等
- (4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の高さが2メートル未満のもの又はその深さが1メートル未満のもの
- (5) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土の採取等

(一部改正〔昭和 62 年規則 22 号・63 年 53 号・平成 3 年 14 号・4 年 50 号・9 年 30 号・12 年 46 号・14 年 19 号・19 年 7 号・51 号・20 年 30 号・49 号・24 年 36 号〕)

(受理書)

第 9 条 知事は、条例第 3 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 条第 2 項の規定による届出を受理したときは、様式第 7 号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(一部改正〔平成 4 年規則 45 号〕)

(書類の経由等)

第 10 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、採取等区域(土の採取等を行う場所の区域をいう。)を管轄する土木事務所の長(当該採取等区域が 2 以上の土木事務所が管轄する区域にわたる場合においては、主たる採取等区域を管轄する土木事務所の長)を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定は、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11 年静岡県条例第 56 号)の規定により市町が処理することとされている事務に係る書類については、適用しない。

3 第 1 項の書類の提出部数は、正副各 1 部とする。

(全部改正〔平成 12 年規則 46 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 7 号〕)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 23 日規則第 22 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 20 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 14 日規則第 14 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 28 日規則第 45 号)

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 4 日規則第 50 号)

この規則は、平成 4 年 7 月 4 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項第 12 号の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 5 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 30 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 46 号)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県土採取等規制条例施行規則の規定及び様式により提出されている届出書は、改正後の静岡県土採取等規制条例施行規則の規定及び様式により提出された届出書とみなす。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 51 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 25 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日規則第 49 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式〔略〕